

新旧対照表

旧	新
(基準該当障害福祉サービス事業者の登録の申請等) 第4条 前条の規定に基づき登録を受けようとする者は、基準該当障害福祉サービスの事業の種類及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した基準該当障害福祉サービス事業者登録(更新)申請書(第1号様式)又は書類により市長に申請しなければならない。 (1) 事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る事業において当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。)の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 事業所の平面図 (5) 事業所の設備の概要 (6) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 (7) 運営規程 (8) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 <u>(10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況</u> (11) 第3条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 <u>(12) 役員の氏名、生年月日及び住所</u> (13) その他登録に関し必要と認める事項 2 前項の書類のうち、第4号から第6号、第8号及び第10号については、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第41条第1項及び第42条の2	(基準該当障害福祉サービス事業者の登録の申請等) 第4条 前条の規定に基づき登録を受けようとする者は、基準該当障害福祉サービスの事業の種類及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した基準該当障害福祉サービス事業者登録(更新)申請書(第1号様式)又は書類により市長に申請しなければならない。 (1) 事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る事業において当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。)の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 事業所の平面図 (5) 事業所の設備の概要 (6) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 (7) 運営規程 (8) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 <u>(10) 第3条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書</u> <u>(11) その他登録に関し必要と認める事項</u> 2 前項の書類のうち、第4号から第6号、第8号については、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第41条第1項及び第42条の2第1項

第1項に規定する指定通知書又は同法第70条の2第1項（第78条の12により準用される場合を含む。）に規定する指定更新通知書の写しを提出することで代えることができる。 <u>附 則</u> <u>1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。</u> <u>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。</u>	に規定する指定通知書又は同法第70条の2第1項（第78条の12により準用される場合を含む。）に規定する指定更新通知書の写しを提出することで代えることができる。
---	--